

議第 9 0 号

呉市海事歴史科学館条例の一部を改正する条例の制定について
呉市海事歴史科学館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市海事歴史科学館条例の一部を改正する条例

呉市海事歴史科学館条例（平成 1 6 年呉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																																							
（主な施設） 第 4 条 歴史科学館に次の施設を設置する。 (1) ・ (2) 略 (3) ホール <u>(多目的室)</u> <u>(4) ～ (7)</u> 略 別表（第 4 条の 3，第 6 条，第 6 条の 2 関係） 1 観覧料 <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>常設展示</td><td>一人 1 回 <u>5 0 0 円</u> につき</td></tr><tr><td>特別の展示</td><td>一人 1 回 <u>2, 0 0 0 円</u> につき</td></tr></table> 2 施設使用料 <table><tr><th>施設</th><th>利用区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>ホ ー ル (多目的室)</td><td>1 日につき</td><td>1 0 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>1 台につき <u>6 0 分</u> までごとに</td><td>1 0 0 円</td></tr></table>	区分	金額	常設展示	一人 1 回 <u>5 0 0 円</u> につき	特別の展示	一人 1 回 <u>2, 0 0 0 円</u> につき	施設	利用区分	金額	ホ ー ル (多目的室)	1 日につき	1 0 2, 0 0 0 円	略			駐車場	1 台につき <u>6 0 分</u> までごとに	1 0 0 円	（主な施設） 第 4 条 歴史科学館に次の施設を設置する。 (1) ・ (2) 略 (3) ホール <u>(4) 多目的ホール</u> <u>(5) ～ (8)</u> 略 <u>(9) ミュージアムショップ棟</u> 別表（第 4 条の 3，第 6 条，第 6 条の 2 関係） 1 観覧料 <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>常設展示</td><td>一人 1 回 <u>1, 0 0 0 円</u> につき</td></tr><tr><td>特別の展示</td><td>一人 1 回 <u>2, 5 0 0 円</u> につき</td></tr></table> 2 施設使用料 <table><tr><th>施設</th><th>利用区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>ホール</td><td>1 日につき</td><td>1 0 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>1 日につき</td><td>6 8, 0 0 0 円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>1 台につき <u>3 0 分</u> までごとに</td><td>1 0 0 円</td></tr></table>	区分	金額	常設展示	一人 1 回 <u>1, 0 0 0 円</u> につき	特別の展示	一人 1 回 <u>2, 5 0 0 円</u> につき	施設	利用区分	金額	ホール	1 日につき	1 0 2, 0 0 0 円	多目的ホール	1 日につき	6 8, 0 0 0 円	略			駐車場	1 台につき <u>3 0 分</u> までごとに	1 0 0 円
区分	金額																																							
常設展示	一人 1 回 <u>5 0 0 円</u> につき																																							
特別の展示	一人 1 回 <u>2, 0 0 0 円</u> につき																																							
施設	利用区分	金額																																						
ホ ー ル (多目的室)	1 日につき	1 0 2, 0 0 0 円																																						
略																																								
駐車場	1 台につき <u>6 0 分</u> までごとに	1 0 0 円																																						
区分	金額																																							
常設展示	一人 1 回 <u>1, 0 0 0 円</u> につき																																							
特別の展示	一人 1 回 <u>2, 5 0 0 円</u> につき																																							
施設	利用区分	金額																																						
ホール	1 日につき	1 0 2, 0 0 0 円																																						
多目的ホール	1 日につき	6 8, 0 0 0 円																																						
略																																								
駐車場	1 台につき <u>3 0 分</u> までごとに	1 0 0 円																																						

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用許可の申請その他の呉市海事歴史科学館を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

呉市海事歴史科学館のリニューアル等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。